

役員の報酬及び費用弁償等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人新栄保育園の役員の報酬及び費用弁償等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事、評議員選任・解任委員及び評議員をいう。

(役員の報酬)

第3条 役員が理事会又は評議委員会、評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により費用弁償費を支払ることができる。

- 2 役員が理事会及び評議委員会、評議員選任・解任委員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合、別表1により費用弁償費を支払ることができる。
- 3 交通費等の実費が費用弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(報酬の支払い)

第4条 役員の報酬は、その金額を通貨で直接支払うものとする。ただし、法令に基づき報酬から控除すべき金額がある場合には、支払うべき金額からその金額を控除して支払うものとする。

- 2 役員が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合は、その方法によって支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員が法人業務のための出張をする場合は、社会福祉法人新栄保育園施設職員及び法人役員の旅費に関する規程によることとする。

(その他)

第7条 本規程の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則 この規程は平成19年4月1日

平成23年4月1日

平成29年4月1日

平成30年4月1日より適用する。

別表1

費用弁償の額（交通費相当）

区分	費用弁償（1回につき）
理事・監事 評議委員 評議員選任・解任委員	2,200円